

2022年6月29日改正

定 款

株式会社 四国銀行

定款

(2022年6月29日改正)

第1章 総則

第1条 (商号)

当銀行は、株式会社四国銀行と称する。英文では、The Shikoku Bank, Ltd. と表示する。

第2条 (目的)

当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引
2. 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務
3. 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務
4. 信託業務
5. 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法その他の法律により銀行が営むことのできる業務
6. その他前各号の業務に付帯または関連する事項

第3条 (本店の所在地)

当銀行は、本店を高知県高知市に置く。

第4条 (機関)

当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第5条 (公告方法)

当銀行の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、高知新聞および日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

第6条 (発行可能株式総数)

当銀行の発行可能株式総数は、1億株とする。

第7条 (自己の株式の取得)

当銀行は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条 (単元株式数)

当銀行の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当銀行の単元未満株式を有する株主は、次の各号に掲げる権利以外の権利行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利。
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利。
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利。
4. 次条に掲げる権利。

第10条（単元未満株式の買増し）

当銀行の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

第11条（株主名簿管理人）

当銀行は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取扱わない。

第12条（株式取扱規則）

当銀行の株主権行使の手続きその他株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

第13条（株主総会の招集）

当銀行の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

第14条（株主総会の招集地）

株主総会は、本店所在地またはその隣接地において招集する。

第15条（定時株主総会の基準日）

当銀行の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第16条（招集権者および議長）

株主総会は、取締役頭取がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役頭取に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。

第17条（電子提供措置等）

当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電

子提供措置をとるものとする。

- ② 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第18条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第19条（議決権の代理行使）

株主は、当銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当銀行に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第20条（取締役の員数）

当銀行の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、15名以内とする。

- ② 当銀行の監査等委員である取締役は、7名以内とする。

第21条（取締役の選任）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第22条（取締役の任期）

取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第23条（役付取締役）

取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

第24条（代表取締役）

取締役頭取は、当銀行を代表する。

- ② 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役頭取以外の当銀行を代表する取締役若干名を選定することができる。

第25条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第26条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役頭取がこれを招集し、その議長となる。取締役頭取に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。

第27条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の5日前に各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。

第28条（取締役会の決議の省略）

当銀行は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

第29条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第30条（取締役との責任限定契約）

当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第31条（取締役への重要な業務執行の決定の委任）

当銀行は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第5章 監査等委員会

第32条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第33条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の5日前に各監査等委員に対して発する。ただし、緊

急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。

第34条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計算

第35条（事業年度）

当銀行の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第36条（剩余金の配当の基準日）

当銀行の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- ② 前項のほか、基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。

第37条（中間配当）

当銀行は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第38条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から5年を経過したときは、当銀行はその支払の義務を免れるものとする。

附則

1. 現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除および変更案第17条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下、施行日という）から効力を生じるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。